

國際經濟週報

451(No.462) 行發日一月二十年三和昭

號六十四第 卷九第

可認物便對種三第日九月十九正大

▲果あのの

行發日一月二十年三和昭

不 け な

なつた。イギリスの海外市場に於ける競争力は金解禁により一割方不利となつたのである。

余は金解禁がイギリスの信用の回復に貢献することがあつたことを認むるに咨かなるものではない。しかしそれがために拂つた犠牲も亦大なりといはざるを得ない。大藏省は本年度に於ける公債借換への條件を有利な改善も亦犠牲となつてゐるのである。大藏省は須らく金解禁の結果良好となつたイギリスの

▲信用を利用▼ し大々的起債を

「余は大藏省が金本位復歸に當つて餘りに急いで無理をしたゝめ重大な失策をやつたことを遺憾に感する一人である。」

る意見を開陳しその一部として金解禁問題にも言及するところがあつた。尤も金解禁そのものよりも寧ろその方法及び時期について政府を非難したのであつた。

去る九日イギリス下院に於て同國の失業者問題につき大に議論が戦はされたが、その際自由黨首領ロイド・ジョージ氏もこれに關す

金輸出解禁方法を非難

イギリス議會に於ける論説

イド・ジョーデ氏が試みた金解禁に關する論評に對し一矢を酬ひたるものと見るべき演説が行はれた。それは十三日銀行協會で會長フレデリック・A・ダビ氏（ミッドランズ

の結果一二九對三三〇票の大多數で之を可決した。右に先立ち新閣は大要左の如き宣言を發した。
「新豫算案は是非とも議了する必要がある。ドイツの賠償額改訂の件、又は開港権問題に頗る

本 號 索 引

（毎號同種目の下に述
載するものは省略す）

イギリス紙幣統一
十一月廿二日(月)
ロンドン 十一月十二日(月)
イギリス政府發表によれば紙幣統一條例、即ちイギリスに於ける法貨としての紙幣發行の權能を專らイングランド銀行に賦與する新條例は愈來る十一月廿二日を以て實施されることになつた。而してこれによりイングランド銀行が現在流通せる政府紙幣二億六千五百萬ポンドを鎮却するのである。この新條例に基きイングランド銀行は近く一ポンド並に十シルの新紙幣を發行する筈である。なほ新一

て政府攻撃の具とならなかつた。
〔備考〕イギリスの失業者は十月廿九日現在
百三十七万人を算し最近の最高記録である
又來年に償還期限の到来するイギリスの内
外債は左の通りである。

▲内債

五分利附軍事公債
（一九一九年一四七年） 二、六八、七四千ポンド

四分利附軍事公債
（一九二九年一四年） 金、九六

五分半利十年公債
（一九二五年） 二、九六

四分利公債 (同) 四、三五

▲輸出解禁の必要性▼

ハイド氏一矢を酬ふ

ロンドン十一月十三日 (火)
去る九日イギリス下院に於てロ

條例　日を以て實施する。
　　（一）ポンンド紙幣は緑色、十シル紙幣は赤色となるらしい。

▲備考▼　（紙幣統一條例）

紙幣統一條例(Currency and Bank Notes Act)はイギリスの發券制度に頗る重要な改革をなすもので、本年五月三日議會に上程され同廿二日下院通過、七月二日には上院を通過し皇帝の裁可を得たものである。その骨子は大要左の如くである。

一、イングランド銀行は「ポンバーニー及び十シル銀行券を發行するこ

世界共通の価値標準を定め、これが國際通商上缺くべからざる要件の一つである事は言ふまでもない。而して世界主要貿易國の現状を見るに金を以て標準とする事が實行し得べき唯一の手段であると信ずる。

一般的の將來の運命に重大なる關係あるこの交渉が圓満に解決すべきことを信じてゐる。」

又首相ボアンカレー氏は右進軍中のドイツ賠償金改訂問題に關するフランス政府が受諾すべき新方針をも發表した。これによるところ、フランスは英米兩國に對する戰債支拂に要する金額だけにドイツ賠償金額を改訂することを受諾する意旨である。

〔備考〕 フランスのボアンカレ、内閣は十一月五日一旦總辭職を行つたが十一日に至り一切改定を行ひ居据ることに決した。閣員中の三分ノ二は新顔である。

は	る新造を	同佛金	式行
英	國	伯國	同 棉花集散統計
日本	緝織會社合併	カナダ—十月末小麥收穫豫想	新石油會社設立
日本	十月中のゴム需給統計	英伯鐵鑄契約	同
日本	紙幣統一條例實施	フオード氏タイヤ工場	日本
日本	十月中の銀塊輸出入額	ロイド・ショーナ氏	日本
日本	同輸出入額	金輸出解禁方法非難	日本
日本	製鋼製鐵保護計畫	英伯鐵鑄契約	日本
日本	十月中旬の鐵鋼生產高	同紡織對日輸出高	日本
日本	十月中的綿糸布輸出高	東洋織物組合創立	日本
日本	細糸紡績及然糸會社醜聞	十月生絲綢織物輸入高	日本

(每週一回土曜日發行・每號十頁)

A4

